

○豊島区都市交流推進委員会設置要綱

令和 4 年 3 月 16 日
文化商工部長決定
制定 令和 4 年 3 月 16 日

(設置)

第1条 「地方との共生」を目標として掲げる豊島区（以下「区」という。）と地方の都市がそれぞれの特色を活かし実のある都市交流を実現させるため、必要な調査、検討を行い、官民一体でこの目標を達成することを目的とし、豊島区都市交流推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる各号について所掌する。

- (1) 地方の交流都市との協定締結に関すること。
- (2) 交流都市との事業連携に関すること。
- (3) その他、地方との共生に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 別記 1 に記載する職にある者
- (2) 別記 2 に記載する団体が推薦する者

(委員長の設置及び権限)

第 4 条 委員会は委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は区長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定める者がその職務を代理する。

(運営)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

(表決数)

第 6 条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は文化商工部文化観光課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月16日から施行する。

所管情報

文化商工部文化観光課

別記1

区長

文化商工部を担当する副区長

教育長

総務部長

国際文化プロジェクト推進室長

文化商工部長

別記2

豊島区観光協会

豊島区町会連合会

豊島区商店街連合会

東京商工会議所豊島支部

区内事業者